

# 三島市文化振興基本計画 (案)

平成 27 年 10 月  
三島市・三島市教育委員会



## 目次

第1章	計画策定にあたって	1
	1. 策定の趣旨 .....	2
	2. 計画の位置づけ .....	2
	3. 計画期間 .....	3
	4. 文化を取り巻く背景 .....	3
	5. この計画における文化の捉え方 .....	4
第2章	現状と課題	7
第3章	計画の基本的な考え方	11
	1. 将来像 .....	12
	2. 基本方針 .....	13
	3. 施策の体系 .....	14
	4. 数値目標 .....	14
第4章	施策の展開	15
	1. 文化の種をまこう .....	16
	（1）子どもに「きっかけ」を贈る	
	（2）暮らしの中に「きっかけ」を届ける	
	2. 文化の庭をつくろう .....	18
	（1）文化施設等をひらかれた場にする	
	（2）文化活動の支援を強化する	
	3. 文化の花をさかそう .....	20
	（1）まちの活力を高める	
	（2）まちの魅力を広める	
第5章	推進体制	23
	1. 計画の推進 .....	24
	2. 推進主体の役割 .....	25
第6章	重点プロジェクト	27
	1. みしまの文化応援プロジェクト .....	29
	2. 市民文化会館を「新しい広場」に！プロジェクト .....	30
	3. まちの未来を創る人材育成プロジェクト .....	31



## 第 1 章 計画策定にあたって

# 第1章 計画策定にあたって

## 1. 策定の趣旨

平成13年(2001年)12月に文化芸術の振興のための基本的な法律として「文化芸術振興基本法」が施行されました。同法第4条には、地方公共団体の責務として「地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」とうたわれています。また、平成24年(2012年)6月には「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」が制定され、これまで法的位置付けのなかったホールのあり方が明文化されました。

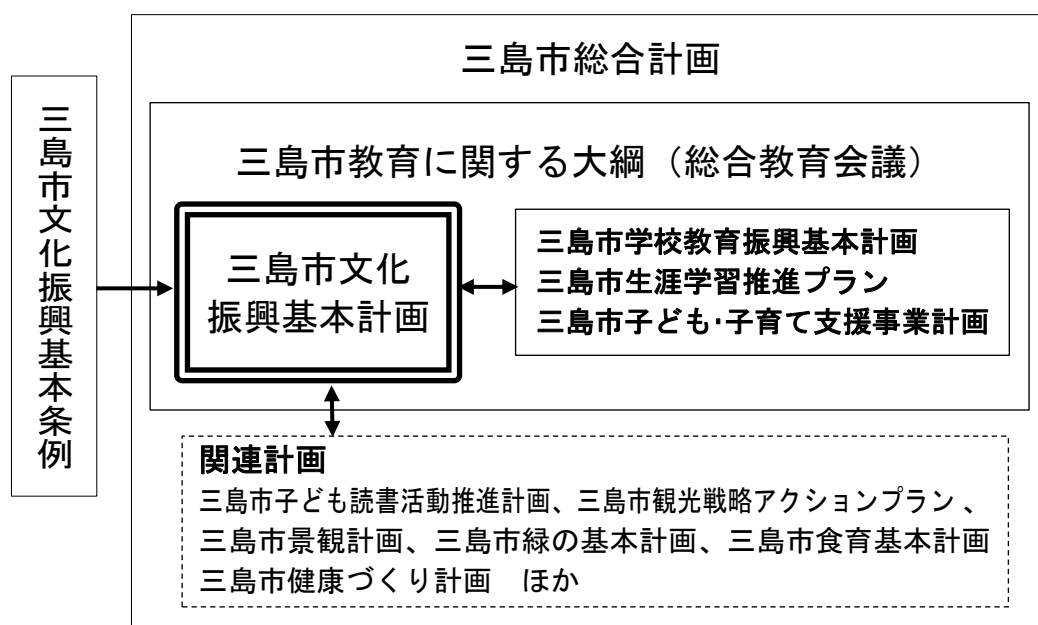
これらを踏まえ、本市では、平成26年(2014年)6月に、「三島市文化振興基本条例」を制定しました。同条例第9条に基づき、文化振興施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的として、これからの本市の文化政策のあり方を示し、それを実現するため「三島市文化振興基本計画」を策定します。

## 2. 計画の位置づけ

本計画は、まちづくりの最上位計画である三島市総合計画に掲げられた将来都市像を、文化の面から実現するための計画です。

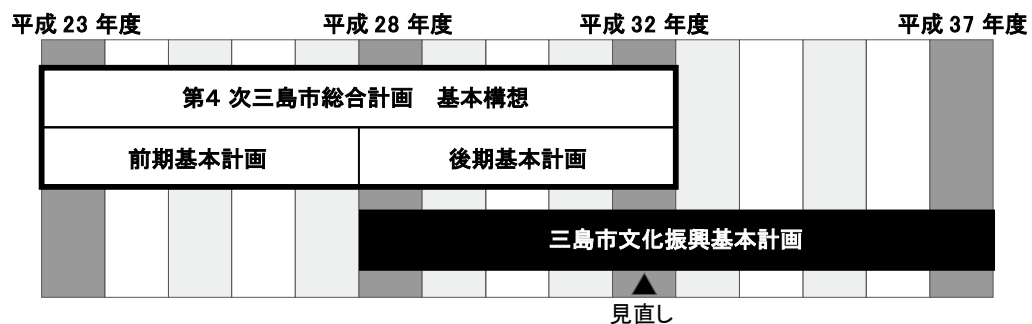
また、市の文化の振興を図る意思を明文化した三島市文化振興基本条例を拠り所として、条例に定められた基本理念を踏まえ、基本的施策を具体化するものです。

三島市教育に関する大綱など、市のその他の計画や文化芸術振興基本法、静岡県文化振興基本条例など、国・県の法令や計画等との整合性も配慮しています。



### 3. 計画期間

本計画は、市の文化の振興に関する基本方針や目標、文化振興施策等を示すものであり、中長期的な展望をもって取り組んでいく必要があることから、平成 28 年度（2016 年度）～37 年度（2025 年度）の 10 年間を計画期間とします。なお、計画期間の中間年次となる平成 32 年度（2020 年度）に見直しを行うものとします。



### 4. 文化を取り巻く背景

#### ■国・県の動向

国においては、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図るため「文化芸術振興基本法」が平成 13 年（2001 年）に施行されました。現在は、「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第 4 次基本方針）」により施策が展開されています。また、平成 32 年（2020 年）までを「文化力の計画的強化期間」と位置づけ、平成 26 年（2014 年）3 月 28 日に、「文化芸術立国中期プラン」が策定・公表されました。平成 24 年（2012 年）には「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」が施行され、翌年に「劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針」が告示されました。

静岡県においては、平成 18 年（2006 年）に「静岡県文化振興基本条例」が施行され、現在は「第 3 期ふじのくに文化振興基本計画」に基づき施策が展開されています。

#### ■情勢の変化

文化を取り巻く情勢においては、人口減少や少子高齢化・単身世帯の増加を背景として、地域コミュニティの衰退と文化の担い手不足が指摘されています。地方創生に関する取組が進められるなか、地域の伝統文化、まち並み、歴史等の資源を戦略的に活用していくことが求められています。

また、2020 年東京オリンピック・パラリンピックが世界に向けて文化の魅力を発信する大きなチャンスであると捉え、開催効果を東京のみならず広く地方

にも波及させるため、文化プログラムの開催の機会を活用していくことが望まれています。特に県東部地域においては、世界遺産に登録された富士山、韮山反射炉をはじめとする資源を文化の魅力発信に活用していくことが期待されています。

このほか、グローバル化が進展するなか、互いの価値観やアイデンティティを尊重しながら、文化を介した海外の人々との交流を推進することや、インターネット等の情報通信技術の急速な発展と普及が進むなか、その利点や課題等を踏まえた対応が求められています。

### ■文化の力への期待

東日本大震災の被災地における文化活動を通じた支援、障がい者や在日外国人などとの文化を通じた交流、郷土の文化活動における子どもから高齢者までの世代間交流など、幅広い場面において文化活動が評価されており、「文化の力(※)」への期待が高まっています。

※文化の力：文化活動が人々に元気を与えて地域社会を活性化させ、魅力ある社会づくりを推進する力になること。

## 5. この計画における文化の捉え方

三島市文化振興基本条例第3条には、5つの基本理念がうたわれています。この理念を前提として、本計画を策定します。

(基本理念)

第3条 文化の振興に当たっては、文化活動を行うことが人々の権利であることに鑑み、市民等が等しく文化活動を行うことができるような環境の整備が図られなければならない。

- 2 文化の振興に当たっては、市民等の自主性及び創造性並びに文化の多様性が尊重されなければならない。
- 3 文化の振興に当たっては、現在及び将来の世代にわたって市民等が文化を創造し、享受することができるとともに、文化により地域が魅力あるものとなることで、地域に対し市民等が誇りと愛着を持つことができるよう配慮されなければならない。
- 4 文化の振興に当たっては、地域の歴史及び風土に培われてきた伝統的な文化(以下「伝統文化」という。)が継承されるとともに、地域の特色を生かした魅力ある新たな文化の創造がなされるよう配慮されなければならない。



- 5 文化の振興に当たっては、文化活動が活発に行われるよう、市民等、文化団体、学校、事業者及び市との連携が図られなければならない。

なお、本計画における文化とは、条例に示されているように、「人間の活動により生み出されるものであって、芸術、芸能、生活文化をはじめ、文化財、景観等を含む人間及び人間の生活に関わる総体」を意味しています。また、文化芸術振興基本法に例示されているものを基本としています。

**【文化芸術振興基本法第8条から13条】の分類**

芸術：文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊、その他の芸術（メディア芸術を除く。）

メディア芸術：映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術

伝統芸能：雅楽、能楽、文楽、歌舞伎その他の我が国古来の伝統的な芸能

芸能：講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く。）

生活文化：茶道、華道、書道その他生活に係る文化

国民娯楽：囲碁、将棋その他国民的娯楽

出版物及びレコード等

文化財：有形及び無形の文化財並びにその保存技術

地域固有の伝統芸能及び民俗芸能（地域の人々によって行われる民俗的な芸能）



## 第2章 現状と課題

## 第2章 現状と課題

市民意識調査、文化団体アンケートなどから、本市の文化行政を取り巻く現状と課題は次のとおりです。

### ◆次代の文化の担い手となる子どもを育成する取組が必要である

本市では以前より、住民参加の水辺づくりなど、地域住民の協働によるまちづくりが進められています。人口減少が続く状況において、次代を担う若者に対し、地域への愛着や文化資源の価値を見出す文化振興の取組が必要となっています。

今後、市の文化振興に求められる取組として、「子ども、次世代への支援の充実」があげられていることから、教育機関等との連携を強化しながら、子ども、次世代に向け文化を通じた人材育成の取組が必要となっています。

### ◆身近な場所で文化に触れる機会の充実を図る必要がある

本市では、市民の文化活動の発表及び鑑賞の場として、美術展、合唱祭、芸術祭、演劇祭、文芸三島の発行等が行われています。平成27年度（2015年度）には、美術展が第63回、合唱祭が第47回、芸術祭が第53回、演劇祭が第34回、文芸三島が第38号を数え、いずれも長期にわたって市民に親しまれています。

一方、各々の行事では、作品数、参加者数の減少傾向や参加者の高齢化がみられ、課題となっています。また、東京圏で文化に触れることが比較的容易な環境にあるなか、市内には行きたいと思えるような魅力ある公演や展覧会がないといった指摘もあります。

これらのことから、市民ニーズを踏まえながら、身近な場所で文化に触れる機会の充実が必要となっています。

### ◆市の文化振興の拠点となるような施設の位置づけが必要である

市内には、市民文化会館をはじめ、郷土資料館、図書館、生涯学習センターや公民館などの公共施設、佐野美術館や大岡信ことば館などの特徴的な民間の文化施設等があります。また、ギャラリーも数多くあり、ホテルや銀行などの企業内における展示スペースなども市民に親しまれています。

市民文化会館では、指定管理者制度を導入し、サービスの向上に努めており、利用件数は増加傾向にあります。しかし、施設の老朽化が進んでいるため建物の改修や設備の更新、特殊天井の耐震化を計画的に実施していく必要があります。

一方、これらの文化施設等には、イベントや展示などを各施設が単独で行うだけでなく、幅広い連携による相乗効果が求められています。

これらのことから、施設で行われる事業のPR、文化振興の拠点となるような施設の位置づけと活用、施設間のネットワークの強化などが必要となっています。

#### ◆既存文化団体の活動の活性化や交流の促進を図る必要がある

市内で活動する多くの文化団体・サークルは、趣味や交流を広げる場として、市民の文化活動の基盤となっています。また、地域の歴史や文化を次世代に継承する場としての役割を担っています。アンケート調査によると、活動団体の分野は「音楽」が最も多く、次いで「美術」、「芸能」、「文芸」となっており、団体の半数以上が20年以上の活動年数、三島市及び近隣の市町を主な活動地域として活動しています。

こうした市民の取組は、対外的にも高く評価され、平成25年度（2013年度）までに、静岡県文化奨励賞、文化の日知事表彰、公益財団法人静岡県文化財団の地域文化活動賞及び活動奨励賞などの受賞団体・者が数多く輩出されています。

一方で、会員の高齢化や減少による運営力の低下、活動の固定化などが課題となっています。

これらのことから、各々の団体の活性化に向けた活動を支援していくとともに、学生の係わりをはじめとする担い手の育成や団体間の交流を促進するほか、活動内容を広くPRしていく取組が必要となっています。

#### ◆誘客につながるような文化振興への取組が必要である

富士山、韮山反射炉の世界遺産登録や2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催決定によって、国内外の交流機会の拡大が期待されていることから、関連する文化プログラムに関心が高まっています。今後も国や県の施策と協調しながら、豊富な文化資源と交通の利便性を活かし、誘客を意識した文化振興への取組が必要となっています。

また、地方創生に向けた取組が進められるなか、人口減少の急激な進行の抑制に向けて、地域の特性を活かした魅力づくりが必要となっています。

#### ◆歴史性のある文化資源を活かした文化振興を進める必要がある

東海道、甲州道、下田街道が交差する歴史的に重要な地域であるとともに、富士山のふもとに位置する雄大な景観や湧水のせせらぎを背景として、歴史や自然などが豊かな文化を育んできました。

三嶋大社、山中城跡、しゃぎりや農兵節などの地域の伝統文化や伝統芸

能などは、三島を代表する文化資源であり、国・県等の指定文化財も数多くあります。

アンケート調査によると、市民が市内の景観の美しさに関心を持ち、地域の資源として誇りに感じていることから、歴史や自然、景観などの地域特性を活かした文化振興の取組を進める必要があります。

### 第3章 計画の基本的な考え方

## 第3章 計画の基本的な考え方

市の文化政策の基本的な考え方として、目指すべき将来像を掲げ、これを実現するための柱として3つの基本方針を定めます。これらに基づき展開する6つの目標、12の施策を示します。

### 1. 将来像

## 創造力あふれる人とまち・みしま

- 三島は、霊峰富士からの豊富な湧水に恵まれ、古くから伊豆における政治経済の中心、交通の要衝として、また、三嶋大社の門前町として栄え、文化を育んできました。現在も、新幹線等により首都圏からの交通の利便性が高く、緑やせせらぎが美しい住みやすいまちです。
- 文化は、人々の心を養い、人生に喜びや力、生活に潤いや豊かさを与えてくれます。また、人と人を結び付けることができるとともに、身近で多様性のあるものです。
- 豊かな可能性のあるこのまちにおいて、伝統的な文化を守り継いでいくにとどまらず、新たな文化の創造に積極的に取り組むことによって、個性的な魅力あるまちづくり、誇りや愛着の持てるまちづくりへと発展する大きな可能性があります。
- 私たち市民は、文化の種をまき、庭をつくり、花をさかすことによって、品格と活力を兼ねそなえた「創造力あふれる人とまち・みしま」を目指します。



## 2. 基本方針

### 1 文化の種をまこう

- ・生活に身近な場面で文化に出会うと、それを「きっかけ」として五感が刺激され、感性が豊かになり、創造性や表現力が高まるなど、私たちの生活に楽しみと彩りが加わります。
- ・そのため、子どもや日常生活で文化に親しむことが少なかった人々も、気軽に自然と文化に出会うことができる機会の創造（出会いの種まき）に取り組めます。

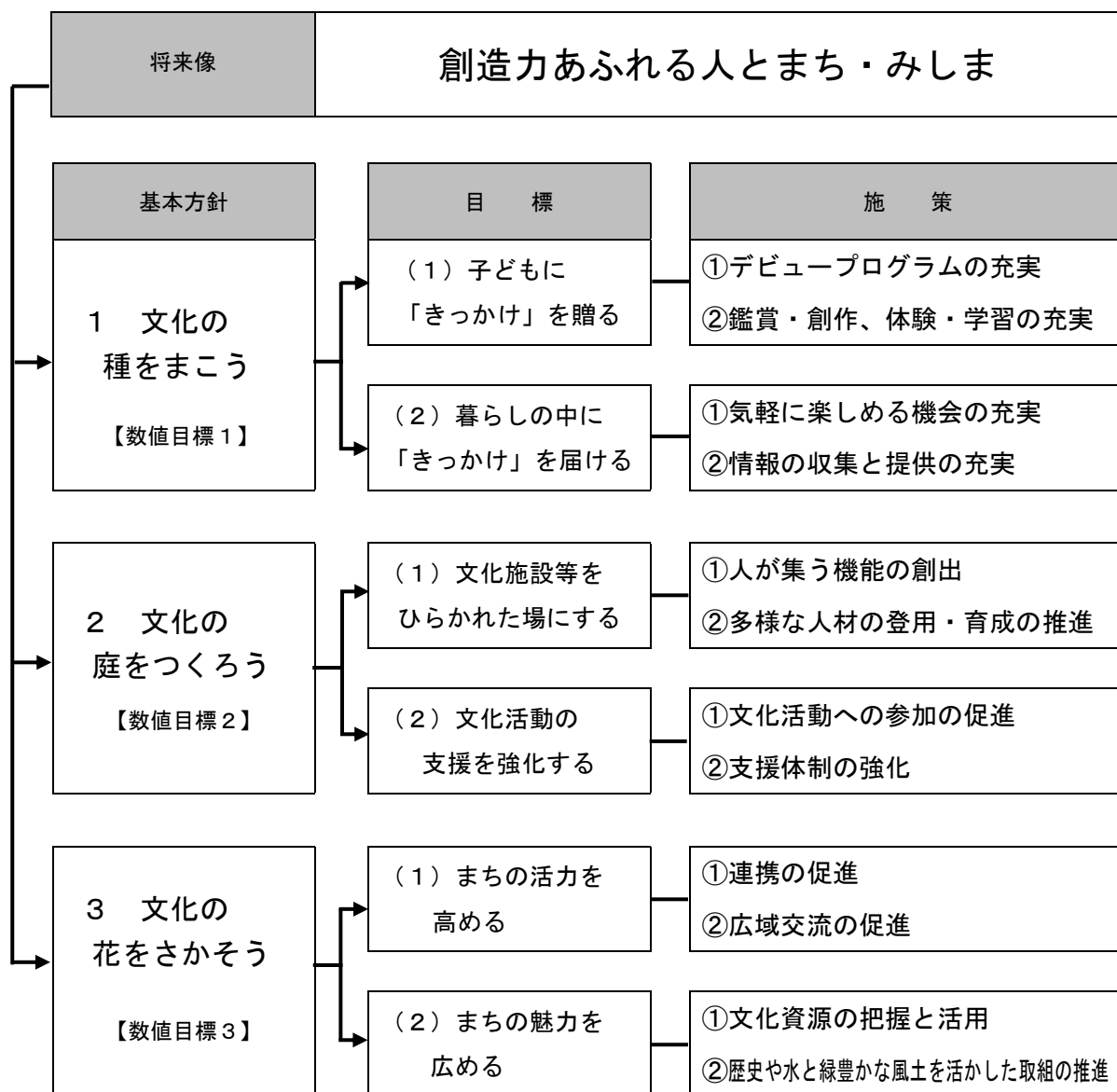
### 2 文化の庭をつくろう

- ・文化との出会いが継続的な文化活動に発展していくと、生きがいや仲間との絆が生まれ、人生や生活がより豊かなものとなります。
- ・そのため、文化の創造・交流の場（庭【ば】）として文化施設等の環境を整えるほか、より多角的に文化活動を支援する仕組みをつくることにより、文化を育む環境の創造（活動の庭づくり）に取り組めます。

### 3 文化の花をさかそう

- ・育まれた文化には大きな期待があります。個々の文化活動が新たな場所で、新たな人やグループとつながることで、新たな文化や多様な広がりが生まれ、まち全体に活気をもたらします。
- ・そのため、他分野との連携や広域での交流のほか、地域の文化資源や歴史・風土を活かしたまちの未来の創造（創造力の開花）に取り組めます。

### 3. 施策の体系



### 4. 数値目標

	内容	現状 平成 25 年	目標 平成 37 年
数値目標 1	子どもの文化芸術体験が重要と考える人の割合	—	93.0%
数値目標 2	日常生活の中で文化が重要と考える人の割合	87.6%	90.0%
数値目標 3	三島の文化的環境に満足している人の割合	36.7%	55.0%

※平成 25 年（2013 年）に実施された市民意識調査結果及び平成 21 年（2009 年）に実施された世論調査を参考に、重要と思われる項目について数値目標を定めます。

## 第4章 施策の展開

## 第4章 施策の展開

### 1. 文化の種をまこう

#### **目標** (1) 子どもに「きっかけ」を贈る

次代を担う子どもが、幼い頃から芸術をはじめとする質の高い様々な文化に親しみ、感性を磨き、創造性や想像力、コミュニケーション能力を育むことができるような機会を充実します。

学校や文化施設等をはじめ様々な担い手と連携・協働を進め、すべての子どもが文化に親しめる機会の創出、環境づくりに取り組みます。

#### ①デビュープログラムの充実

- ◇ 乳・幼児期の子どもの豊かな情操や好奇心を育むため、また、文化との出会いをより豊かなものとするため、安心して気軽に参加できたり、親子で楽しめたりする機会を充実します。
- ◇ ブックスタート・セカンドブック事業や読み聞かせ会、すくすく広場等の児童センター事業に加え、市民文化会館で親子向けのコンサートやミュージカルの公演を開催します。

#### ②鑑賞・創作、体験・学習の充実

- ◇ 義務教育期にすべての子ども達が上質な芸術に触れたり、郷土の特色や伝統文化について学んだりすることができるよう、学校や地域、文化施設や社会教育施設の連携を強化して、鑑賞、創作、体験、学習の機会を充実します。
- ◇ 学校や文化施設との連携を強化し、小学校巡回音楽会の実施等による芸術鑑賞のほか、芸術家やクリエイターを招聘して行うワークショップを開催し質の高い創作活動を体験する機会の充実を図ります。
- ◇ 郷土資料館や佐野美術館において、展覧会や施設の見学のほか、郷土教室（郷土資料館）、さのびこどもクラブ（佐野美術館）等の子どもの郷土学習や鑑賞・創作体験につながるプログラムを充実します。

## 目標 (2) 暮らしの中に「きっかけ」を届ける

生活に楽しみと彩りを感じられるよう、だれでも身近な場所で文化に出会うことができる機会や、これまで文化に親しむ機会の少なかった方も文化を気軽に楽しめる機会の充実を図ります。

また、文化に出会う機会を多くの方に知っていただくため、情報を収集し、効果的に提供します。

### ①気軽に楽しめる機会の充実

- ◇ 市民文化会館、郷土資料館、さらに民間の佐野美術館などの施設において、大人向け入門講座やガイドツアー、アーティストトーク、体験プログラム等の機会を充実します。
- ◇ プログラムの開催時間帯や内容、費用などを考慮し、低料金で短時間であるなど、身近で気軽に楽しめるイベントを開催します。
- ◇ まちづくりや福祉など他分野のイベントや民間が行うイベントとの連携・協力を図り、日頃文化に関心の低い人も自然と気軽に文化に触れやすく、楽しむことのできる機会の拡充に努めます。

### ②情報の収集と提供の充実

- ◇ 文化に関するイベント・講座、人材、施設等の多彩な情報を収集し、マスメディアのほか、ソーシャルメディアを積極的に活用し、市内外への効果的な情報発信に取り組みます。
- ◇ 人の目に触れやすく、わかりやすい情報発信のため、情報の編集、効果的に見せるデザイン力の強化を図ります。
- ◇ 市のロゴ、使用規定色、マスコット、キャラクター、イラスト等について、市のホームページや印刷物、名刺などをはじめ、視覚的に統一されたイメージを積み重ねていくことを検討します。

## 2. 文化の庭をつくろう

### **目標** (1) 文化施設等をひらかれた場にする

市内の文化施設等において、施設利用者が利用しやすいだけでなく、さまざまな市民のニーズに応えられる環境の整備を進めます。

また、すべての市民にとって文化活動の拠点となり、さらには地域の交流・賑わいの拠点、すなわち「新しい広場」となるよう、文化施設等に係る専門家やサポーターなどの人材の育成等を図りながら、既存の施設の活用を進めます。

#### ①人が集う機能の創出

- ◇ 市民文化会館や郷土資料館等が、人々が集い、交流し、地域に賑わいと活力をもたらす拠点となるよう施設の活用を推進します。
- ◇ 市民文化会館の適切な維持管理や計画的な改修を進めるとともに、施設内のフリースペースなどを活用して、人が集まり、交流することができる誰もが利用しやすい拠点として再整備します。
- ◇ 外部の有識者を交えた検討の機会を設けるなど、コミュニティ拠点としての活用をはじめ、よりよい施設のあり方を検討します。

#### ②多様な人材の登用・育成の推進

- ◇ 文化施設等に専門的な人材を登用したり、職員研修を充実させたりすることによって人材を充実させ、ソフト事業の充実を図ります。
- ◇ 市民が文化の知識や経験を活かし、文化活動をコーディネートする人材として活躍できるよう、講座などを充実します。
- ◇ 意欲のある市民がサポーターとして、文化施設等や文化活動を支援することができる制度を導入します。
- ◇ 市民参加公演の企画や制作、開催等に関する技能を有する人材の育成やその技能の向上を支援します。

## 目標（２）文化活動の支援を強化する

市民や文化団体等が自主的、主体的に行う文化活動のさらなる活性化を図るため、活動の内容や成果をPRするなど継続的な活動を支援するとともに、芸術家や文化団体等のネットワークを構築する取組を推進します。

また、斬新でユニークな取組などに対して支援する制度の導入を検討します。

### ①文化活動への参加の促進

- ◇ 市民の日頃の創作活動や成果の発表の場及び鑑賞の機会を提供するため開催している三島市美術展、市民合唱祭や芸術祭等について、高校や大学と連携して若い世代の参加を促します。
- ◇ コンクールやコンテスト等での活躍や、特色ある活動を展開している文化部活動など、文化の分野で特筆すべき成果を挙げている子ども達を奨励します。
- ◇ 芸術家や文化団体等の交流の機会を設けるなど、新たな文化への取組を促進します。

### ②支援体制の強化

- ◇ 市民が自ら企画制作する公演や展覧会などを支援するため、事業提案に基づく補助金の交付など、意欲やアイデアに富んだ取組に対する支援制度の導入を研究します。
- ◇ 芸術家等の文化振興に係る人材の登録制度を構築します。
- ◇ 芸術家や文化団体等が文化活動を行うために必要な資金の獲得に関する情報提供を行います。

### 3. 文化の花をさかそう

#### **目標** (1) まちの活力を高める

文化の持つ人と人、人と地域を結び付けていく力を、社会の幅広い分野で活かした、創造性のある魅力的なまちづくりを推進するため、様々な機関等との連携を進めます。

また、連携を強化することにより、文化を通じた広域的な交流を促進します。

#### ①連携の促進

- ◇ 市で現在取り組んでいるガーデンシティによる美しく品格のあるまちづくりやスマートウエルネスによる生きがいづくりと連携することにより文化振興への取組をより強力なものとしていきます。
- ◇ 三島市スポーツ・文化コミッションにより、文化イベントや合宿の誘致等に取り組めます。
- ◇ 商店街や地域コミュニティの活性化、福祉や医療の現場におけるケアの充実等を図るため、伝統芸能や芸術などの文化の持つ力を多方面に広げていく取組の拡充を図ります。
- ◇ 映画、ファッション、コンピューターサービス、広告など、創造産業の活性化を図ります。
- ◇ 地元の大学や高等教育機関等との連携、国や県・周辺市町等との広域的連携を推進し、より多彩で質の高い文化活動が展開されるネットワークの構築を図ります。

#### ②広域交流の促進

- ◇ 市民が国内外の多様な文化に触れる機会を充実するため、姉妹都市や友好都市との交流、国際交流イベントなど文化を通じた交流を促進します。
- ◇ 英語、中国語等の多言語表記を推進します。



## 目標 (2) まちの魅力を広める

これまで守り継がれてきた隠れたまちの魅力を掘り起し、それらを広めることによって、新たな文化資源として活用していきます。

また、歴史・文化資源としての価値を再認識することで、地域に対する愛着を育み、次世代に継承していく取組を推進します。

### ①文化資源の把握と活用

- ◇ 昔話、逸話、伝統食をはじめ地域に伝わる様々な文化資源について、調査・記録をします。
- ◇ これまであまり人の目に触れていない、少数の人の中で守り継がれてきた文化資源について、多くの人に知ってもらい、観光や産業振興等につながるように、情報を整理します。
- ◇ 文化資源のデータベースを構築しインターネット等を通じて公開するなど、文化資源を活用しやすい仕組みを検討・実施します。

### ②歴史や水と緑豊かな風土を活かした取組の推進

- ◇ 歴史まちづくり法に基づく歴史的風致維持向上計画の策定し、三島の歴史や風土・景観の素晴らしさを市内外に伝え、保全・活用していくための意識啓発に取り組みます。
- ◇ 伝統芸能や文化財がもつ歴史的・文化的価値を市民にわかりやすく伝えるとともに、継承者の育成などを行っている団体への支援を継続して行います。

※歴史的風致維持向上計画とは…平成20年（2008年）に施行された「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」に基づき、我が国固有の歴史的建造物や伝統的な人々の活動からなる歴史的風致について、市町村が作成し、国が認定する計画。



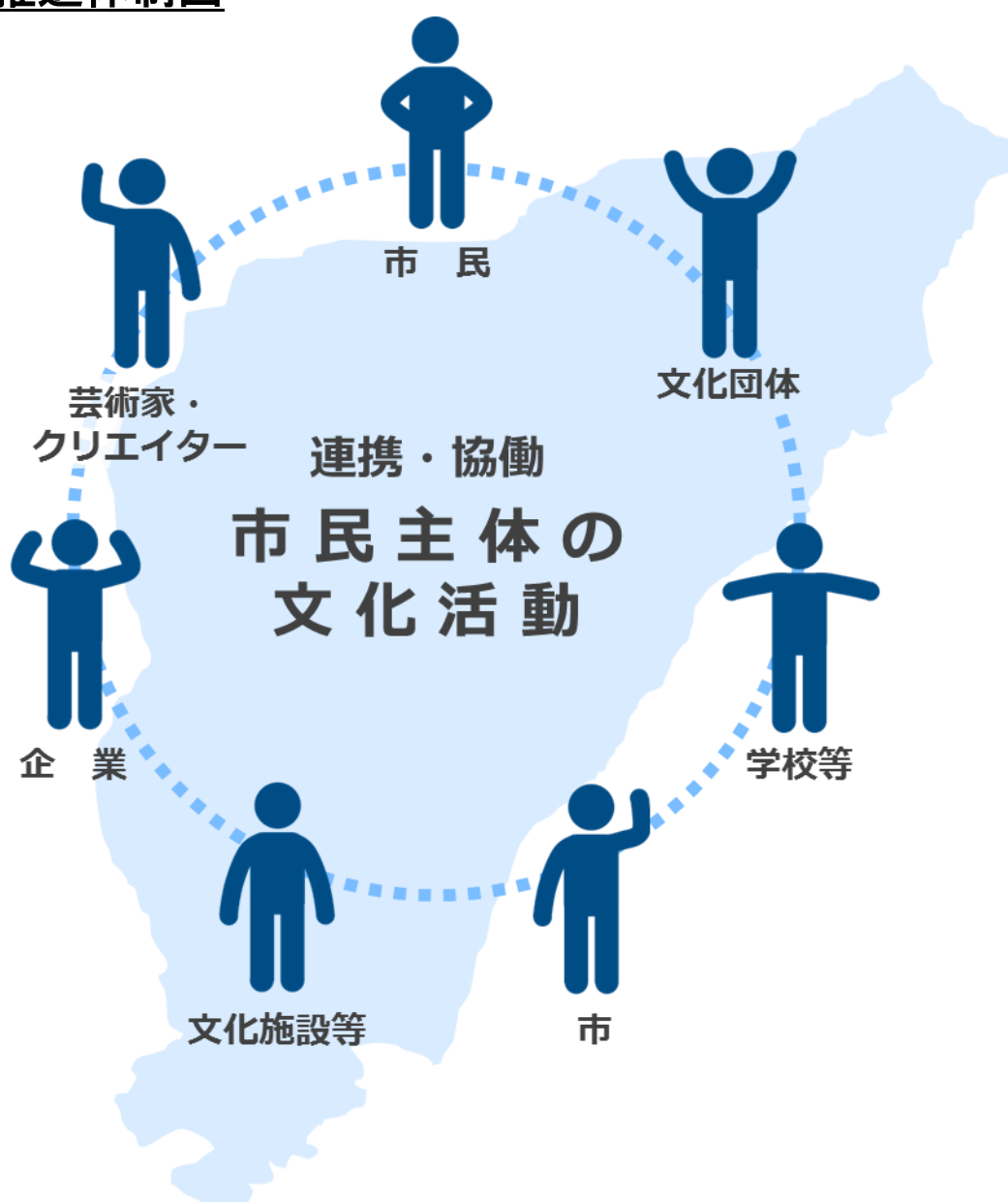
## 第 5 章 推進体制

## 第5章 推進体制

### 1. 計画の推進

本計画は、三島市文化振興基本条例の規定に基づき、市民・文化団体をはじめ、様々な文化の担い手が役割を分担し、連携・協働しながら「創造力あふれる人とまち・みしま」の実現に向けた取組を進めていきます。

#### 推進体制図



## 2. 推進主体の役割

本計画の推進に当たって、多彩な主体が文化の担い手として次のような役割を認識し、他の主体と連携・協働を図ることが重要です。

### (1) 市民の役割

- ・ 文化を鑑賞・体験したり、創造・発表したりするなど、ひとりひとりが文化活動の担い手となり、文化によるまちづくりを推進していきます。
- ・ 地域の祭りなどに参加し、地域コミュニティを維持・活性化するとともに、地域で受け継がれてきた有形・無形の伝統的な文化を継承します。また、文化活動を通じて地域のきずなを深めていきます。
- ・ 三島の文化に係る情報や人をつなぐ（仮称）三島文化ネットワークに積極的に参加し、文化活動を活性化します。

### (2) 芸術家・クリエイターの役割

- ・ 文化を創造し、継承し、発信することで、文化活動の中核を担い、文化によるまちづくりに主体的に係ります。
- ・ 国内外の芸術家・クリエイターや文化団体と交流・連携し、地域の文化活動を牽引します。
- ・ 福祉・医療をはじめ社会の幅広い分野と連携し、創造性のある魅力的な取組を展開します。

### (3) 文化団体の役割

- ・ 文化活動の受け皿として、活動の継続・発展、積極的な発表、人材の育成、組織体制の強化などに取り組みます。
- ・ 他の団体等との交流により、刺激し合い、文化活動を充実し、参加者や支援者を増やします。

### (4) 企業の役割

- ・ 地域で行われる文化活動に対し、様々な形での参加・支援を推進します。

#### (5) 学校等の役割

- ・ 地域の伝統文化に触れる機会や、優れた芸術を鑑賞したり、芸術家と触れ合ったりする機会の創出など、子ども達が文化に親しむ環境づくりに取り組みます。
- ・ 大学や高等教育機関においては、自らが主体となって講座やセミナーを開催するほか、学生等に地域の文化活動への参加を促すとともに、文化活動を企画・運営できる人材の育成を目指します。

#### (6) 文化施設等の役割

- ・ 文化団体等が活動や発表する場として、また、市民が集い文化に関する情報交換をしたり交流をしたりする場として、環境整備をします。
- ・ 市民が上質で多彩な文化に触れられるよう様々な文化事業を企画制作し、鑑賞や体験する機会を充実します。
- ・ 芸術家等が活動しやすい環境づくりに向けて協力します。

#### (7) 市の役割

- ・ 企業等の民間の活力を生かしながら、市民の文化活動が活発化するよう支援体制や環境を整えます。
- ・ 国・県・他市町及び庁内関係部署との連携・調整を図り、文化振興施策の展開を総合的に進め、評価を行い、進捗管理に取り組みます。
- ・ 文化振興施策を総合的かつ効果的、迅速に進めていくため、庁内の体制を整えます。
- ・ 積極的に国・県の補助金等を申請するなど、財源確保に努めます。

## 第6章 重点プロジェクト

## 第6章 重点プロジェクト

第4章 施策の展開に基づき、より迅速に波及力のある事業を展開するため、計画期間の前期5ヵ年で取組む3つの「重点プロジェクト」を示します。

### ■施策の体系と重点プロジェクトの対応

目標	施策	重点プロジェクト		
		み	市	ま
1－(1) 子どもに 「きっかけ」を贈る	①デビュープログラムの充実		◆	
	②鑑賞・創作、体験・学習の充実		◆	◆
1－(2) 暮らしの中に 「きっかけ」を届ける	①気軽に楽しめる機会の充実	◆	◆	
	②情報の収集と提供の充実	◆	◆	
2－(1) 文化施設等を ひらかれた場にする	①人が集う機能の創出		◆	
	②多様な人材の登用・育成の推進		◆	
2－(2) 文化活動の支援を 強化する	①文化活動への参加の促進	◆	◆	◆
	②支援体制の強化	◆	◆	◆
3－(1) まちの活力を高める	①連携の促進	◆	◆	◆
	②広域交流の促進	◆		
3－(2) まちの魅力を広める	①文化資源の把握と活用	◆		
	②歴史や水と緑豊かな風土を活かした取組の推進	◆		



# 1. **み** しまの文化応援プロジェクト

## (1) 目的

市民が自主的、主体的、自発的に行なう文化活動や文化交流が盛んとなるよう啓発・支援する仕組みを構築します。

## (2) 概要

- 文化資源、文化イベント等の情報発信に資する活動を支援します。
- 芸術家等の活動や市民の自主的な文化活動を支援するため、活動機会の創出や新たな制度やネットワークの構築をします。
- 2020年東京オリンピック・パラリンピック等を契機として、国内外との交流を促進する機運の醸成を後押しします。

## (3) 取組

- ・文化情報を発信する市民ライターやカメラマンの養成セミナーを開催し、自主的なWEBやフリーペーパー等での情報発信を支援します。
- ・文化に関わる様々な情報をいつでもどこでもだれでも必要に応じて得ることができる仕組み（(仮称)三島文化ネットワーク）の構築を目指します。
- ・三島市や伊豆地域ゆかりの芸術家やクリエイターの人材バンクを構築するとともに、公共施設等のフリースペースを活用して発表の機会を提供します。
- ・市民の自主企画制作の事業提案制度を構築し、事業費の助成や会場提供等の支援を行ないます。
- ・芸術家やクリエイターと文化に関心の高い市民等の交流会等を開催します。
- ・2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けて国外からの来訪客の増加が予想されることから、英語をはじめとした外国語による看板や案内表示の設置、三島の文化を多言語で紹介する小冊子を作成します。

	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
文化情報発信	セミナー開催、情報発信支援				
支援の仕組み	支援制度の検討・試行		自主的な交流活動の活発化		

## (4) 活動指標・成果指標

市民ライター等養成セミナーの受講者数、情報発信件数

人材バンクの登録芸術家・クリエイターの人数、新たな文化活動の件数 など

## 2. **市** 民文化会館を「新しい広場」に!プロジェクト

### (1) 目的

市民文化会館の機能向上を図り、誰もが気軽に憩うとともに、バラエティ豊かな活動を促す「新しい広場」としてリニューアルオープンします。

### (2) 概要

- 大・小ホールの舞台音響設備及び照明設備の改修や特殊天井（吊天井）の耐震化工事、会議室等の機能回復修繕を計画的・効率的に行います。
- 屋外広場や市民ロビー等のリニューアルを行い、文化の創造・交流拠点として整備するとともに、自主文化事業を充実します。

### (3) 取組

- ・施設利用者だけでなく、市民が気軽に立ち寄ることができる施設環境・運営を研究し、リニューアル概要を検討するワークショップを開催します。
- ・設置条例の見直しや指定管理業務の仕様、専門的な人材の登用等について検討します。
- ・市民文化会館で行われる文化イベントの運営や情報の発信等を支援する市民サポーターを養成します。
- ・文化団体や事業者等のホール利用者を対象とした舞台演出等に関する説明会や相談会を開催します。
- ・三島市及び伊豆地域ゆかりの歴史や文化資源を素材とした自主企画制作の公演等の開催を支援します。
- ・市民文化会館近隣の商店街や施設等と連携した来場者サービス・特典キャンペーンの展開を検討します。
- ・文化施設等との連携を図り、イベントを共同開催したり、関連イベントを同時期に開催したりするなど、相乗効果の期待できる施設運営を推進します。

	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
リニューアル		調査・検討・準備	改修工事等	リニューアルオープン	
サポーター養成		セミナー、試行		活動	

### (4) 活動指標・成果指標

リニューアルワークショップの参加者数、サポーターの活動件数 など

※郷土資料館・図書館、さらに民間の佐野美術館等もこれに準じた事業展開を目指します。

### 3. まちの未来を創る人材育成プロジェクト

#### (1) 目的

学校や地域等と連携して、子ども達の創造性や想像力、コミュニケーション能力を育むクリエイティブ教育を行い、将来、地域をはじめ国内外で活躍する人材を育成します。

#### (2) 概要

- 芸術家やクリエイターと市民が協働して、義務教育期の子ども達を対象としたクリエイティブ教育を実施します。
- クリエイティブ教育の展開を通して、芸術家やクリエイターと協働する教師や市民の創造性を刺激し結びつきを強めることで、市民同士のネットワーク形成や関係機関等の連携を促進し、新たな市民の文化活動を誘引します。
- 芸術家やクリエイターとの協働事業は教育現場のほか、福祉施設等への展開を目指します。

#### (3) 取組

- ・国内外で活躍する芸術家やクリエイターと教師や地域住民が協働して、従来の音楽や美術といった芸術教育（Arts Education）とは異なる枠組みで、芸術を活用したユニークな授業（Arts in Education、以下「AIE」という。）を実施します。
- ・子ども達がAIEの中で創作した作品を広く発表する機会を創出します。
- ・第一線で活躍する芸術家やクリエイターとパートナーシップを結び、クリエイティブ教育に関する提言をうけるなど、プロジェクトの充実を図ります。
- ・大学や研究機関等と連携して、AIEの効果等に関する共同研究やクリエイティブ教育に関するセミナー等を実施します。

(試行) 平成 27 年度 沢地小学校にてクリエイティブワークショップを実施

	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
AIE 開催	小学校で開催 (5 ヵ年で 13 校)				
共同研究		事例研究等	共同研究の取組		

#### (4) 活動指標・成果指標

AIE を実施した学校数、義務教育期に AIE を受けた子どもの割合 など

